

○八戸圏域水道企業団水道料金減免取扱要綱

平成9年1月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、八戸圏域水道企業団給水条例(昭和61年八戸圏域水道企業団条例第18号。以下「条例」という。)第46条第1項の規定に基づく貧困のため水道料金の負担に堪えられないと認められた者に係る料金の減免(以下「料金の減免」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(料金の減免の対象)

第2条 料金の減免を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 条例第21条に規定する給水契約を申し込み、その承認を受けていること。
- (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていること。
- (3) 条例第34条の2、第34条の3又は第34条の4の規定の適用を受けていないこと。
- (4) 条例第50条の規定により給水を停止されていないこと。

(料金の減免額)

第3条 企業長は、前条各号に掲げる要件に該当すると認められた場合は、その者が支払うべき料金のうち基本料金の2分の1に相当する額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減免することができる。

(料金の減免に係る申請)

第4条 料金の減免を受けようとする者は、水道料金減免申請書(第1号様式)により企業長に申請しなければならない。

2 前項の申請書は、第2条第2号に掲げる要件に該当する者であることを社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する福祉に関する事務所の長又は同法附則第7項の規定に基づき置かれた組織の長が証明したものでなければならない。

(料金の減免の決定)

第5条 企業長は、前条の申請を受けたときは、速やかに第2条各号に掲げる要件に適合しているかどうかを審査しなければならない。

2 企業長は、前項に規定する審査の結果、第2条各号に掲げる要件に適合していると認めるときは、次に掲げる事項を記載した水道料金減免決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

- (1) 水道の使用者の氏名
- (2) 水道の使用者の住所
- (3) 料金の減免の適用時期

3 料金の減免は、前項の規定により第2条各号に掲げる要件に適合していることを企業長が認めた日以後最初に調定する料金から適用する。

(不適合の場合の通知)

第6条 企業長は、前条第1項に規定する審査の結果、第2条各号に掲げる要件に適合しないと認めるときは、申請者に対し、水道料金減免非該当通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(料金の減免の解除)

第7条 料金の減免の適用を受けている者は、第2条各号に掲げる要件に適合しなくなったときは、速やかに企業長に届け出なければならない。

2 企業長は、前項に定めるもののほか、料金の減免の適用を受けている者が第2条各号に掲げる要件に適合しなくなったと認めたときは、料金の減免の適用を解除することができる。

3 企業長は、前2項の規定により料金の減免を解除したときは、当該料金の減免の適用を受けていた者に対し、水道料金減免解除通知書(第4号様式)により通知するものとする。

4 料金の減免は、第2条各号に掲げる要件に適合しなくなったことを企業長が認めた日以後最初に調定する料金から解除する。ただし、企業長が必要と認めるときは、この限りでない。

(扶助の受給状況の調査)

第8条 企業長は、第4条第2項に規定する証明をした者に対し、料金の減免の適用を受けている者の第2条第2号の扶助の受給状況を照会し、同号に掲げる要件に適合しているかどうか確認することができる。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、料金の減免につき必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年1月1日から施行する。

附 則(平成16年4月1日)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月2日)

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

附 則(平成23年9月30日)

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平成24年12月20日)

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則(平成25年5月24日)

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則(令和3年11月16日)

1 この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙は、当分の間、なおこれを使用することができる。